

県内で活躍する外国人労働者等の就労・居住環境改善やコミュニケーション促進、日本語学習、技能習得等を支援します！

募集期間
延長決定！
(予算なくなり次第終了)



事業実施期間中(令和7年12月26日)までに交付決定を受け、事業を実施し、実績報告書の提出が完了した経費のみが対象となります。

※申請時は必ず裏面記載の申請窓口まで事前にご連絡ください。

(延長)募集期間

令和7年11月4日(火)～11月28日(金)

補助対象者

- ①外国人労働者等を受け入れている県内中小企業等
- ②県内に主たる事務所を有し、県内の事業所が受け入れている外国人技能実習生の監理事業を当該事務所において行う監理団体

補助上限・補助率・補助対象経費

①県内中小企業等

コース	補助上限	補助率	対象経費
通常	50万円	1／2以内	就業・居住環境整備及びコミュニケーション促進等のための経費
賃金引上げ	100万円		

※延長した期間中では、工事を伴う経費は対象としておりません。

②監理団体

補助上限	補助率	対象経費
20万円	1／2以内	コミュニケーション促進等のための経費

応募方法

申請書類及び添付書類を裏面住所へ郵送又は持参により提出（裏面参照）

事業の活用例

- 外国人材の就業環境・居住環境等の整備を支援することが目的
- 外国人材特有の問題ではなく、日本人従業員にも発生する可能性がある問題点は原則補助対象外

就労・居住環境整備

- ・ 共有スペースに設置する
冷蔵庫
- ・ 共有スペースに設置する
洗濯機
- ・ 自転車の購入費用

※いずれも中古品は対象外

※延長した期間中では、工事を伴う経費は対象としておりません。



コミュニケーション促進

- ・ 多言語による表示板・マニュアル
作成費用
- ・ 日本語教材、技術習得に資する
教材の購入費用
- ・ 日本語教育、技能習得のための
オンライン講習費用
- ・ オンライン講習に使用するた
めのモニター購入費用
- ・ 翻訳機械の購入費用



申請先・お問合せ先

本補助金窓口にお電話する前にホームページとホームページにあります以下の書類をご覧ください。
①交付要綱 ②交付要領 ③Q&A(よくある質問を記載しております) ④補助金の手引き
⑤申請時提出書類チェックシート(見積書や取り方や工事前の写真の撮り方など記載しております)
また、予算終了いたしましたらホームページでお知らせいたしますのでお電話のお問合せの前に
ホームページをご確認下さい。

大分県中小企業団体中央会 [ホーム](#) [トピックス](#) [大分県中央会のご案内](#) [ものづくり補助金](#) [お問合せ](#)
[外国人雇用関係補助金](#)



大分県中小企業団体中央会
ホームページのこちらを
クリック



大分県中小企業団体中央会 外国人労働者等就業環境等整備補助金窓口
〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館4階
TEL:097-536-6331 受付時間:9:00~17:00(土日祝・年末年始を除く)
mail:gaikokujin01@chuokai-oita.or.jp